

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状		特別支援学校教諭2種・1種・専修普通免許状								
基礎資格	2種	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有すること。								
	1種	学士の学位、及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有すること。				学士の学位には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。（法別表第1備考第2の2号）				
	専修	修士の学位、及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有すること。				修士の学位には、大学院又は大学の専攻科に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。（法別表第1備考第2号）				
特別支援教育に関する科目及び最低修得単位数			2種		1種		専修		備考(単位流用等)	
			視覚・聴覚	知的・肢体 病弱	視覚・聴覚	知的・肢体 病弱	視覚・聴覚	知的・肢体 病弱		
	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2		2		2			
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	①心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	4	2	8	4	8	4	(ア) 単位の修得方法 〔2種〕 ・視覚、聴覚 … 1単位以上 ・知的、肢体、病弱 … 1単位以上 〔1種及び専修〕 ・視覚、聴覚 … 1単位以上 ・知的、肢体、病弱 … 1単位以上
			②心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							(イ) 単位の修得方法 〔2種〕 ・視覚、聴覚 … 1単位以上 ・知的、肢体、病弱 … 1単位以上 〔1種及び専修〕 ・視覚、聴覚 … 2単位以上 ・知的、肢体、病弱 … 2単位以上
			第2欄全体の最低修得単位数	8		16		16		(ウ) 特別支援教育領域に関する科目の単位【第2欄】には、「含む領域」の単位を充てることはできない。（「中心となる領域」のみ可）
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	①心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ②心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3		5		5		(エ) 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」及び「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む）」に関する事項（重複・LD等）について、全て①②を含んで修得することが必要。（省令第7条の表備考第3号） (オ) 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」には、「含む領域」の領域の単位を充てることできる。
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3		3		3		(カ) 事前事後指導の1単位を含むことが必要。 (キ) 特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、勤務年数1年について1単位の割合で他の特支援教育に関する科目（第1欄～第3欄）の単位で振り替えることができる。（省令第7条表備考第4号）	
		大学が独自に設定する科目(専修専用)					24		上記の科目の中から修得	
		合計修得単位数	16		26		50			
留意事項	・複数の領域を定める場合は、第2欄、第3欄の備考欄の条件(各領域について必要となる修得単位数)を満たし、かつ第2欄として定められた全体の単位数を修得する必要がある。 ・〔1種及び専修〕既に2種免許状を取得している場合、1種免許状取得に必要な単位数から2種免許状取得に必要な単位数を差し引いた残りの単位数(差単位)の修得により1種免許状を取得できる。(省令第10条の2) この場合の差単位(修得済単位との差単位)については、第2欄及び第3欄の備考欄(単位流用等)①②に関する単位数(ア)(イ)(エ)の差し引きも必要。									

複数領域を定める場合における、第2欄、第3欄の単位の修得について	<p>1 「第2欄」の単位について</p> <p>第2欄には、〔A〕第2欄としての最低修得単位数と、〔B〕各領域ごとの最低修得単位数があり、〔A〕〔B〕のうち多い方の単位の修得する必要がある。【以下、2種免取得を例として示す】</p> <p>例1 知的(又は肢体、又は病弱)のみ、1種類の領域を定める場合 → 〔B〕は①1単位、②1単位の計2単位だが、〔A〕が8単位のため、〔B〕の条件を充たした上で、第2欄全体で合計8単位以上の修得が必要</p> <p>例2 知的・肢体・病弱の3領域を定める場合 → 〔B〕は①1単位×3領域、②1単位×3領域の計6単位だが、〔A〕が8単位のため、〔B〕の条件を充たした上で、第2欄全体で合計8単位以上の修得が必要</p> <p>例3 視覚と聴覚の2領域を定める場合 → 〔B〕は①1単位×2領域、②1単位×2領域の計4単位だが、〔A〕が8単位のため、〔B〕の条件を充たした上で、第2欄全体で合計8単位以上の修得が必要</p> <p>例4 5領域全てを定める場合 → 〔B〕①1単位×5領域、②1単位×5領域の計10単位であり、〔A〕の8単位を超えているため、10単位以上の修得が必要</p>
	<p>2 「第3欄」の単位について</p> <p>第2欄で修得した領域以外の領域の科目と「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に関する事項」(以下、重複LD等)を含んで修得する必要があるため、第2欄で修得した領域によって修得すべき科目(単位)が異なる</p> <p>上の例1の場合は、視覚・聴覚・肢体・病弱・その他障害 例2の場合は、視覚・聴覚・その他障害 例3の場合は、知的・肢体・病弱・その他障害 例4の場合は、その他障害 の科目を、それぞれ修得する必要がある</p>

2 授与申請に必要な書類等 【単位修得による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑧返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出(保育士も要提出)	
④手数料	申請手数料:3,300円 ※3,300円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で3,300円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください
⑤卒業証明書【原本】	上記1の「基礎資格」の取得を示す大学等教育機関の「卒業(修了)証明書」(各学位と同等と見なされる資格を証明する書類を含む)	・「〇年以上在学し、〇単位以上を修得した場合」は、単位修得証明書も併せて必要
⑥学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可)
⑦既に所有している免許状の写し、または免許状授与証明書【原本】	免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要	・幼、小、中、高いずれかの普通免許状の写しは必須 ・教員免許状授与証明書(原本)は、免許状を授与された都道府県教育委員会に申請
⑧返信用封筒	角型2号 切手貼付 490円(申請する免許状が4枚以内の場合) 560円(5枚以上の場合)	・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください
◆その他 ⑨戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください
※1の表 備考欄(キ)を適用する場合 ⑩実務に関する証明書【原本】 ※証明から3カ月以内のもの	教育実習を、教員勤務年数(在職年数)により他の単位の振り替える場合には、教員勤務年数(在職年数)を証明するための「実務に関する証明書」が必要 ※勤務していた当時の学校に作成を依頼	・「証明者」は、校長・園長 など ・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長 など(任用者、雇用者) ・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要 ・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可)

※ 1の表 備考欄(キ)を適用する場合の、在職年数の計算方法

【大原則】勤務期間の対象となるのは、「教育職員(教諭、助教諭、常勤講師、非常勤講師等)」としての期間に限る ※養護教諭(助教諭)、栄養教諭としての期間は含まない	(注1)校長、副校長、教頭、園長等の期間は含まれない ※教諭勤務期間は含むことができる (注2)支援員、サポーター、T2等の期間は、含むことができない
1 正規の教諭、助教諭、常勤講師の場合	勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない(日割り加算有) ※勤務期間(任用期間)は、辞令や雇用条件通知書などで確認 (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない
2 非常勤講師の場合	週時間数が12時間以上/12時間未満で、計算方法が異なる
① 週12時間以上勤務の場合	1日でも欠けた日がある月はカウントしない(日割り加算無) (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月(日割り加算無)
② 週12時間未満勤務の場合	以下の計算式に当てはめて算出 週時間数/12時間 × 勤務期間(月数) = 対象となる勤務期間 ※小数点以下切り捨て ※計算式の「勤務期間(月数)」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 (例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ)